

資料番号

5

令和8年2月16日
課名 教育委員会事務局
秘書広報室
担当者 室長 竹森
内線 4930

広島県教育委員会会議録

令和7年11月14日

令和7年12月24日

令和8年1月9日

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和7年11月14日（金） 13:00開会
14:06閉会

1 出席者

教育長	篠田	智志
委員	細川	喜一郎
	中村	一朗
	志々田	まなみ
	小田原	希美

2 欠席者

委員	河田	一実
----	----	----

3 出席職員

教育次長	江原	透
管理部長	糸崎	誠二
学びの変革推進部長 乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参与	阿部	由貴子
総務課長	重森	栄理
秘書広報室長	永井	匠一
教職員課長	竹森	潤一
教育センター所長（兼）個別最適な学び担当課長	藤井	典之
高校教育指導課長	蓮浦	顕達
豊かな心と身体育成課長	小野	裕之
	沖本	勝豊

教 育 委 員 会 会 議 定 例 会 日 程

日程第 1	会議録署名者について	1
日程第 2	報告・協議 1 高校生の就職をめぐる状況について	1
日程第 3	報告・協議 2 令和 6 年度の広島県における生徒指導上の諸課題及び不登校等の現状について	3

篠田教育長： それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は、会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、中村委員、志々田委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。ありがとうございます。

本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 報第1号は、個別の人事に関する案件であるため、審議は非公開が適当ではないかと思います。

篠田教育長： ほかに御意見はございませんか。

それでは、ただいまの細川委員の発言について採決いたします。

報第1号の教職員人事について、公開しないということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。

本日の議題は報第1号を公開しないで審議することといたします。

報告・協議1 高校生の就職をめぐる状況について

篠田教育長： それでは、報告・協議1、高校生の就職をめぐる状況について、小野高校教育指導課長、説明をお願いいたします。

小野高校教育指導課長： それでは、報告・協議1、資料によりまして、高校生の就職をめぐる状況について御説明いたします。

まず、今年度の高校生の就職状況につきましては、前年度に引き続きまして、選考開始日が9月16日以降、複数応募可能時期は10月1日以降となり、これに基づいて就職試験が実施されております。

資料1の「(1) 設置者別就職内定状況」の表を御覧ください。令和8年3月に広島県内の国公私立高等学校を卒業予定の生徒につきまして、9月30日現在の就職内定率は56.9%でございました。前年同期の61.7%に比べ4.8ポイント減少しており、未内定者数につきましては、「(2) 学科別就職内定状況」の「就職内定者数」の欄の合計にありますように、1,092人で、前年同時期の902人よりも190人多い状況でございます。この主な理由といたしましては、9月末でいいますと、企業の内定時期が後ろにずれ込んでいることなどが挙げられます。

次に、2の表を御覧ください。広島労働局の調査によりますと、本年9月末時点における県内の高校生向け求人の数は、求人数は前年同期よりも410名少ない1万682人となっております。これに対する求職者数は、前年同期から118人多い2,382人で、求人倍率は4.48倍となっており、前年同期の4.9倍に比べまして0.42ポイント減少しているものの、直近の10年間で見ますと3番目の高さであり、広島県の高校生をめぐる雇用情勢は好調であると捉えております。求職者数が増えた背景といたしましては、近年の好調な就職状況から就職を希望する生徒が増えていると学校から聞いております。

また、県内企業の就職を希望する者が増加し、その割合についても前年同期から比べて増加しております。引き続き、応募前企業説明会の実施等、高校生に県内企業の魅力を知ってもらえるよう機会の確保に努めて参ります。

県教育委員会といたしましては、各学校において生徒の希望する進路が実現できるよう、引き続き丁寧に進路指導を行っていくとともに、キャリア教育及び職業教育の充実を図り、生徒一人一人の社会的、職業の自立に向けて必要な基盤となる能力や体力の育成に取り組んで参ります。説明は以上でございます。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見ありましたらお願いいたします。

中村委員： 御説明ありがとうございました。就職希望者数が少し増えているということ、それから求人数は少し減っているということのようですが、それにしましても、9月末時点で

の内定率が前年同月比で全体で4.8%減ということは、若干、今の人手不足の状況、あるいは認識としては高校生の採用、争奪戦のような状況が依然として続いているという認識をしてるんですけど、そういう中でこの数字というのはちょっと意外な感じがします。先ほどの御説明だと、企業の内定時期が後ろにずれているということなんですが、そういう要素も少しあるかもしれませんけど、少し意外というか、違和感を感じる、ちょっと意外な状況です。これが最終的には卒業までに数字はどんどん上がっていくとは思うんですけど、もっと構造的な何か変化があるとしたら心配なところもありますので、この辺りの分析を、今後の推移も見ながらしていただければいいなというふうに思います。よろしくお願ひします。

小野高校教育指導課長： 今おっしゃっていただきましたように、例年に比べて試験日程が遅くなっていたり、それから合否の結果が出るまでの期間が長くなっているという状況を学校からも聞き取っているところでございます。実際に今、未内定の生徒が多い学校8校に聞き取りを行って、これは9月30日現在の資料でございますけども、10月末現在の状況を、部分的にはありますけども、多い学校から聞き取ったところ、その聞き取った範囲でいえば、10月末の段階を昨年度の10月末と比較するとほぼ同じぐらいの割合まで戻ってきて、若干数字的には少ないんですけども、ほぼ10月末でいえば昨年度と同じぐらいのところまで戻ってきてているというふうには聞いております。

中村委員： はい、分かりました。ありがとうございます。

篠田教育長： ほかにいかがでしょうか。

細川委員： 御説明ありがとうございました。例年、御説明いただいたような内容のことをお聞かせいただきておると思うんですけども、私としては、率を気にしながらも、やはり生徒の皆さんに納得のできた就職に結びつけるというのも非常に重要なところではないかなと思っております。自分が学んできたこととか好きなこととか得意とすることのような就職先に結びつくような御指導をいただきておるところでございますが、離職率も結構あるというふうにもお聞きしておりますので、数年、3年以内でしたですかね、いうようなこともありますので、そういうところの生徒の特性などもよく見ていただきながら、適した就職先っていうのを学校と生徒と一緒にになって選んでくれたらなっていうふうに思います。企業も今は学生から逆に選ばれるような状況がありますので、こちらもすごく企業の魅力化を図っていかなければならぬ、いろいろな福利厚生とか給与とか待遇とか、今どき生徒同士で卒業後の就職後にいろいろ情報交換をされたりというようなこともお聞きしますんで、その辺のところも鑑みて、本当に生徒が就職してよかったですなっていうところを今後も一緒にやっていただければなっていうふうに思っております。意見は以上です。

小野高校教育指導課長： ありがとうございます。今おっしゃっていただきましたように、生徒一人一人が自分の希望する進路を実現していくことができるということに向けて、学校全体、県全体でキャリア教育に取り組んでいるところです。あわせて、早期離職の防止につきましては、今申しました社会的、職業的自立に向けて必要な基盤となる資質能力を育成するキャリア教育が着実に定着するようにということで、これは学校のほうでは進路指導主事の研修会でありますとか教職員が校内で行う研修、こういった中で、教員自身がキャリア教育の意義と目的をしっかりと理解をして、その必要性を直接進路指導に関わる教員だけでなく、全教職員がこれを共通理解するということと併せて、インターンシップ、それから講師派遣に活用できるような、現在、県内の企業のデータベースを作成しております、産業界と連携した体験的な学習拠点の充実にも努めたいと考えていますので、引き続き、こうした取組を重ねながら、実現に取り組んで参りたいと思っています。以上でございます。

細川委員： よろしくお願ひします。

篠田教育長： ほかにいかがでしょうか。

志々田委員： 御説明ありがとうございました。全般的には好調ということで、しかも少し後ろ倒しになっているということは、この先もっといい結果が出てくるかもしれない期待をしたいと思います。たまたま別の仕事で男女差のことをいろいろ調べることがあって、気になったんですけど、専門学科については男女比、男女ともに同じ水準で就職の内定率が出ていますね。こういう専門学科で差が出てないのがすごくいいことだなと思いました。総合学科が昨年度まで女子のほうが先に決まっていく割合が高かったのが、今年度は低い状態で、男子のほうが去年より好調のようなんんですけど、総合学科の就職支援というのは、専門学科や普通学科と比べて何か特徴や難しさがあるのかなと思い、お

聞きしてみたいのですが、いかがでしょうか。

小野高校教育指導課長： ありがとうございます。今、総合学科のというふうにおっしゃったんですけども、実際に前年度と比較して、増減でいいますと、男子と女子でいうと女子のほうが若干下がっている、ただ、全体で見ると女子のほうが内定率は高くなっているという状況はありますね。総合学科ですので、学校が設定している教科、科目の内容が様々ございます。それに応じて自分が将来、この分野でこのような内容で活躍したいっていうのがあるものですから、それとその年その年の、例えば今年でいえば生産工程だとか、それからサービス業、それから公務員も増えてきておりますが、こういった職種とのマッチングっていうのがあろうかと思います。そういうことも含めながら、各学校の内容の特色に応じて、取組を進めているものと考えております。具体的なところは学校によってまちまちだと思います。以上です。

志々田委員： ありがとうございます。総合学科、〔専門学科や普通学科と比較して、希望業種が〕さらにまちまちだらうとは思うので、今の御説明、よく分かりました。

ちなみにですが、ジョブ・サポート・ティーチャーやそういう就職支援をしてくださる先生方の男女比って、先生の教員って半々ぐらいですか、それとも男性の先生が多いですか。

小野高校教育指導課長： 現在配置しております10名のJ S T、それから4名のJ S Sはいずれも男性です。

志々田委員： 女性だから、男性だからと申し上げるつもりはないんですが、実際、働いて生きていくときには性別っていうのは大なり小なり関わってくることですので、女性のJ S Tの先生であったり、進路指導の先生、どうしても進路指導ってもうイメージでいっても男性な感じがするので、女性の先生がちょっと増えていただけるような視点が、すぐにというわけではなくても、そういうことに関心を持ってくださる先生に子供たちのサポートに入っていただければなということを感じました。以上です。

篠田教育長： ほかにいかがでしょうか。

小田原委員： 説明ありがとうございました。これは9月末時点のものですが、例年、3月末時点はどういった数字になっているんでしょうか。

小野高校教育指導課長： ありがとうございます。昨年度の就職状況は、99.7%ということで、全国的に見てもかなり高い就職率を維持しています。昨年度、今年度と引き続き非常に高い値になっております。

小田原委員： ありがとうございます。何かどうしても9月の時点での数字と言われてもちょっとぴんとこなかったので、最終的に皆さんがどうなってるのかなというところでお伺いしました。

あと、もう1点、求職者数の推移のところで、平成29年、3,000人ぐらいいらっしゃって、令和6年以後、2,300人ぐらいになっているんですけど、これは進学希望者が増えているということなんでしょうか。

小野高校教育指導課長： 今御覧になっていただいておりますように、求職者数でいうと7年ぶりに前年度よりも増加したということです。7年ぶりに求職、就職を希望する生徒が増えたということで、それまでの間は前年度をずっと下回り続けていたのですが、今おっしゃっていただいたように、進学のほうに希望する生徒が多くなったということでございます。今年度につきましては、これも聞き取ったところですけれども、今、非常に景気が好調である、この好調な状況の中で早い時期に就職をしておきたい。J S Tから聞き取るところでいきますと、やっぱり賃金が上昇してると部分だとか、そういうところも影響を受けているのではないかということでございました。以上です。

小田原委員： 分かりました。ありがとうございます。

篠田教育長： ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

これは中間的な報告だと思いますけど、説明があったように、生徒の希望する進路が実現できるように、また、ミスマッチが求職者側と採用側でも生じないように丁寧な指導いただければと思います。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議2 令和6年度の広島県における生徒指導上の諸課題及び不登校等の現状について

篠田教育長： 続きまして、報告・協議2、令和6年度の広島県における生徒指導上の諸課題及び不登校等の現状について、沖本豊かな心と身体育成課長、説明をお願いします。

沖本豊かな心と身体育成課長： それでは、令和6年度の広島県における生徒指導上の諸課題及び不登校等の現状について御報告をさせていただきます。

資料1ページには令和6年度の本調査に係る結果の概要を、資料2ページ、3ページには過去の5年間の年次推移をグラフにし、3ページの下には各調査項目のピーク時等の比較を表にしてお示しをしてございます。

2ページ、3ページのグラフを御覧いただければと思います。令和6年度の調査結果の概要といたしましては、暴力行為の発生件数、いじめの認知件数及び長期欠席児童生徒数、中途退学者数については前年度と比較して増加をしておりますが、不登校児童生徒数については減少しております。令和6年度の調査結果を踏まえまして、暴力行為、いじめ、不登校の3点について、主な特徴を御説明をさせていただきたいと思います。

まず特徴の1点目として、「暴力行為発生件数の増加」でございます。

小学校、中学校において増加をしてございますけれども、特に中学校の増加が多くなってございます。中学校における暴力行為発生件数の増加について市町教育委員会からの聞き取りによりますと、からかいやふざけ合いがエスカレートをし、相手を押す、肩をたたき合う、故意にぶつかるなどの身体接触を伴う行為が増加傾向にあることや人間関係、学習のつまずき、家庭環境などが起因する不安や悩み、ストレスがきっかけとなり、感情をコントロールすることができず、物に当たる行為等が上昇傾向にあり、机や椅子を傷つけたり、チョークを投げたりすることなどが挙げられております。また、教職員が児童生徒や学校環境の小さな変化も見逃さず、丁寧に関わり、軽微な段階で認知し、積極的に傾聴していくといった意識が広がってきたことも発生件数が増加したことの一因ではないかというふうに捉まえております。

県教育委員会といたしましては、今後も生徒指導主事研修等において、学級、ホームルーム集団のよりよい人間関係づくりに係る未然防止の取組を充実させること、また、課題に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や関係機関と連携するなどして、課題が生起した背景、要因を丁寧に探り、児童生徒一人一人の特性を踏まえた計画的、組織的、継続的な指導、支援を行ってまいりたいと考えております。

続いて、2点目でございます。「いじめの認知件数の増加」でございます。

いじめ認知件数は、小・中学校、高等学校で増加をしてございます。本県では、「いじめはどの子どもにもどの学校にも起こりうるものである」という認識に立ち、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、校内に設置された「いじめ防止委員会」を中心に学校全体でいじめ防止及び早期発見・早期対応の徹底、いじめ解消に向けた取組を行うよう、指導しているところです。認知したいじめの態様を見てみると、半数以上が「冷やかし、からかい、悪口」となっており、次いで、「軽くぶつかられる、遊びの中で叩かれる、蹴られる」といった行為となっております。各学校におけるいじめ発見のきっかけを見てみると、「学級担任が発見すること」それから「児童生徒が直接教職員に相談すること」などが前年度比で30%強増加していることから、教職員が感度を高く持って、児童生徒の小さな変化を見逃さない、それから計画的、定期的な面談やスクールカウンセラー等の専門家との連携により安心して相談できる教育相談体制が機能していることなどにより、積極的な認知につながっていったということも増加した一因と捉えております。

今後もいじめが生まれる構造といじめの加害者の心理を明らかにした上で、全ての児童生徒が「いじめに向かわない」態度を身に付けるような働きかけを生徒指導はもとより、分かる喜びや学ぶ意味を実感できる授業づくりを充実させていくことなど、学習指導と生徒指導の一体化を通したいじめの未然防止の充実と、認知したいじめの解消に向けて組織的な対応を図るとともに、いじめやいじめの疑いのある事案を把握した場合の初期対応については「いじめ防止委員会」で教職員が情報を共有し、速やかに事実関係を整理するとともに、学校組織として対応方針を決定した上で、被害児童生徒の心のケアや安全確保を行い、保護者とも丁寧な連携を図りながら取り組むよう指導してまいりたいと考えております。

特徴の3点目は「不登校児童生徒数の減少」でございます。

不登校児童生徒数については、近年、増加傾向が続いておりましたが、令和6年度は前年度と比べ、小学校は増加が続いているものの、中学校、高等学校で減少し、全体としては若干減少している状況でございます。また、不登校SSR推進校においては、県全体と比較して不登校児童生徒数の減少割合が高いという結果が得られており、推進校

におきまして、個々の状況に応じた個別のサポート計画を作成し、きめ細やかな支援の実施に取り組んできた一定の成果であると捉えております。とりわけ中学校の推進校においては、新たに不登校となる生徒数が減少しており、校内に学級とは別の学びの場を確保し、個々の状況に応じた学習支援等を行ったことが継続した登校につながったものと考えております。小学校の状況といたしましては、不登校児童の状況について、学級担任などが把握した事実として、国の調査結果によると、学校生活に対してやる気が出ない等の相談、生活リズムの不調に関する相談、学業の不振があったという割合が高い状況にあり、本県も同様の傾向でございます。また、市町教育委員会の聞き取りから、小学校の増加の背景といたしまして、学校において特別な配慮を必要とする児童、特に、学業の不振に関しての早期からの適切な指導や必要な支援、生活リズムの不調等を抱える児童に対する保護者や関係機関等との連携による支援が十分ではなかったというふうに捉えております。

今後は、これまでの取組をより充実させていくことに加えて、学習のつまづきの要因等の丁寧な把握・分析を通じた支援や、保護者への相談支援・情報提供の充実、関係機関の活用等を図り、引き続き、新たな不登校を生じさせない取組を重視し、不登校等の児童生徒の社会的自立を支援してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願ひいたします。

中村委員： 残念ながら、暴力行為発生件数、いじめ認知件数が全体として増加をしているということです。ただ、いじめの認知件数については、正に認知なので、実態が仮に変わってなくても、丁寧に見ていて、早めに気づくということはあると思います。ただ、このいじめの認知件数についても、何年か前にそういう取組をして、大幅に上がった年があったというふうに記憶をしてるんですが、その後の推移の中で更に特に小学校でいうと令和6年度、ちょっと増えてるよう思うんですが、そこはどうでしょうか。

沖本豊かな心と身体育成課長： 県内のいじめの認知件数、ただいま御説明申し上げたとおり、増えているという実態がございます。この認知件数が増えること自体は、ある意味、肯定的に捉えておりまして、いじめ防止対策推進法に基づく定義が学校の中で、その定義に基づく積極的認知をしていくといったことが学校の中に浸透をしてきた結果であると捉えております。認知件数は増えましたけれども、いわゆる学校が荒れているというような状況というのは、市町教委、県立学校に聞いてもそういったことが増えているということは必ずしもないというふうに認識しております、ここの部分は積極的認知、これが、全国的にもそうですけれども、本県においても浸透してきたというふうに捉えているところでございます。

中村委員： はい、分かりました。ということは、はっきり覚えてないんですが、何年か前にもそれまでいじめという定義に当たはまらなかったこともいじめと認識して、対策打っていこうということで増えてきてるよう思うんですが、今でもまだ更にそういう取組が続いているということですね。実際、全国の1,000人当たりの数の数字を見ると、いじめの認知件数、広島県の数字は全国と比べるとまだ結構低いですから、いじめの認知という点についてまだ認知していくことの、意識というか、努力というのが大事ということだということで承知をいたしました。

ただ、暴力発生件数のほうは、全国1,000人当たりの発生件数でいうと、逆に既に広島県のほうが全国よりも多くなってるんですね、ここ数年、傾向として。そういう中で、また増えている、全国も増えてはいるわけなんですが。暴力行為の発生件数についても、軽微な段階で認知をしているという御説明がありましたけれども、それに尽くるんであればいいと思うんですが、ここも何かちょっと気持ち悪さを感じる数字だと思いますので、早めの認知と早めの対策ということをお願いできればと思います。

沖本豊かな心と身体育成課長： 御指摘のとおりでありますと、暴力行為については、いわゆる小さなことから認知をして、積極的に対応しようということが浸透しているという結果は見てとれるのかなと。多いことが決していいわけではありませんけれども、ある意味、この件数が高いというのは積極的に学校も対応しているということの表れではないかというふうには捉えているところでございます。

一方で、いじめ、御指摘いただいておりますように、1,000人当たりの認知件数といったところで申しますと、全国の平均が61.3件であるのに対して本県では29.0件ということで、開きがございます。そういう意味でも、いじめと認知されず、見逃されている事案がある可能性やいじめの捉え方についてまだ各地域や学校間で差異が生じている可

能性があるのではないかというふうにも受け止めております。そのため、県教育委員会といたしまして、いじめの見逃しが生じないように、生徒指導主事研修なども通じて児童生徒や保護者へのアンケート、それから個人面談、生活記録ノートの活用、スクールカウンセラーを含む関係教職員によるアセスメントを行うなど様々な方法で児童生徒のSOSを把握するための取組といったものを引き続き充実させてまいりたいと考えております。

篠田教育長： よろしくお願いします。ほかにいかがでしょうか。

小田原委員： 説明ありがとうございました。私も少し似たようなことを思つていて、昨年のこの資料の説明のときに小さな変化を見逃さないようにしているから件数が増えているんだよという説明で、今年も似たような説明だったので、どっかで高止まりというか、頭打ちのときが来ないといけないんだろうなと思っているところ、いじめの件数がかなり増えているので、少し残念に思ったところでした。

あと、気になったのが、暴力件数が合計で4,452件というところなんですかとも、これ、加害を実際にしているお子さんの人数っていうのは把握されているんでしょうか。

沖本豊かな心と身体育成課長： 人数、いわゆる公表はされておりませんけれども、公立学校については何名がということは把握をしてございます。私学につきましては、直接、国に対して回答されますので、そこは県教委としては把握はできておりませんけど、公立学校については把握をしておりますが、すみません、ただ、公表はなされていないというところでございます。

小田原委員： 分かりました。いや、これ、多分、4,452人がやっているわけではなくて、繰り返しやっている子が何人かいて、その子のカウントが増えたりとか減ったりとかっていうところも結構影響してるんじゃないかなと思っていて、何かそこまで見ないと、結局、暴力行為が何件ですというところの数字だけ見ても本質的な解決につながらないような気がしているところです。もしいじめについても同じようなことが言えるのであれば、ちょっと人数とか傾向があるようなお子さんに対するケアをどうするかというところも検討が要るのかなと思いました。以上です。

沖本豊かな心と身体育成課長： 今、暴力行為で御指摘をいただきましたように、1回やったという子、それから2回以上繰り返しやったという子、そういった子がどれくらい割合がいるのかということは調査をしてございます。本県では、小学校については複数回、繰り返し暴力行為を行った児童は減少をしておりますけれども、中学校については繰り返し行った生徒が増えているというような状況があります、高校はほとんど変わっておりませんけれども。2回以上、複数回暴力行為を行ってしまう児童生徒の背景には、学業、進路、そういったものに困難を感じていたり、家庭の問題が背景にある場合、あるいは感情のコントロールが難しいといった状況、様々なものが考えられるんだろうと、背景にはいろいろあるんだろうというふうには思っております。そうした児童生徒に対しては、適切なアセスメントの下、暴力行為のきっかけとなる背景、要因、こういったものを特定して、その解消を目指すということが重要でございますけれども、学級担任等によっては1人で抱え込んでしまって、組織的な対応を行うことができずに再び暴力行為につながってしまっているという例も把握をしてございます。こうしたことのないように組織として対応できるようにといったところは研修等を通じて引き続き徹底をしていきたいというふうに考えております。

小田原委員： ありがとうございます。

篠田教育長： ほかにいかがですか。

志々田委員： 御説明ありがとうございました。

これだけたくさんのお子さんたちが学校の中で、やっぱり好きで暴力を振るっているとは思わないですし、好きで学校に来られないわけではないので、苦しい状況にある子供たちが増えてるということを我々もちゃんと理解しないといけないなと思いながら、今、ずっと御説明を聞いていました。

一つ、前から気になっていたんですが、中途退学率なんです。もうずっと、かつてに比べれば減ってきているんですけど、これって一つは転学、転学っていうか、転校っていう形で全日制から通信制とか全日制から定時制という、今、いろいろな選択肢が高等学校で増えてきているので、しかも、これ、広島県のところに限定して見てみると、割と通信制の学校は本部が広島県内ではなくて、何かすてきな土地だったり、空気のいいところだったりっていうところを前面に押し出しながら、子供たちの通信教育の大手の学校さんっていうのは結構たくさんあるわけで。そう見ていくと、本当に減ってる、微増なのか、減ってるとかって、広島県内の特に、うちは県教委ですので、県立学校の高

等学校を転学したり、退学はしてなくて転校してることを諦めてしまう子供が増えてるのか減ってるのかっていうのはこのデータからは分からぬわけですね。でも、県教委としては分かると思うので、そういう県立学校に途中で来なくなる選択をする子供たちは増えてるんでしょうか、減ってるんでしょうか。

沖本豊かな心と身体育成課長： 今、手元にあるのが中途退学者数ということで、公立学校分で申しますと、若干、数字は前年度と比べて増えているという状況でございます。

志々田委員： 別に通信制に行くことが悪いと言つてゐるわけではないし、いろんな選択を選べることはいいことなんですが、やっぱり県立学校を運営している教育委員会として、県立学校に通わないという選択をした子供がなぜなつてゐるのか、増えてるのか減つてゐるのかに關知しておかないといけないことなのがなと。特にこの先、いろんな選択肢が増えると、全日制という教育課程に通つてくれる子供の数は、恐らく、全体的に減つていくような気がするんです。そのときに、全日制で学ぶ素晴らしさとかよさとか強みっていうものを子供たちに届けていきたいなと思ったときに、こういったデータの分析つていうのはとても重要な視点になるんじゃないかなと思います。文科省が公表してないものをわざわざ広島県があえて出していく必要はないと思ひますけれども、ただ、中で分析しておいたほうがいいのかなと感じたので、言わせていただきました。以上です。

沖本豊かな心と身体育成課長： ありがとうございます。県立学校を中途退学する、その際には当該生徒、それから保護者含めてできる限り面談を繰り返し行いながら次の進路といったものを一緒に検討していくと、考えていくといった対応を県立学校も取つております。また、退学の理由ということにつきましても、アンケートを取つたりと、その要因というものを各学校においても把握に努めているところでございます。我々も、学校と連携しながら、そういう状況を把握というところに努めていきたいと思います。

篠田教育長： ほかいがですか。

細川委員： 御説明ありがとうございました。まず、志々田委員の言及されたものへの関連なんですけども、中途退学を含めてせっかく入学をした高校に行きにくいつつ子供を含めまして、実は私たち、中国五県教育委員会委員全員協議会つていうのありますよね。あそこで岡山県教委さんの例をお聞かせいただいたんですが、岡山県には、岡山市のすぐ北に御津高校と、あと西部の鴨方高校でしたかね、そういう行きにくい子供さんが行く学校をつくつてゐる。中途退学までいかないように何とかそういう学校で受けてつていことされておるんですが、本県も東部と西部にそういうような学校があつてもどうかなっていうのもちょっとそのときお聞きして感じたところでございます。今後、また御検討いただければというふうにも思ひます。

それから、各委員さんおっしゃった暴力行為、いじめ、不登校、どれも今までずっといろいろな取組、方策を取つてこられて、小田原委員がおっしゃつたように、何とか頭打ちをする、もしくは減つていくつていう状況が生まれるべきであろう思ひんですけども、高止まりとか増えてるっていうのは、じゃあ、これをやつたら減りますっていう特効薬みたいなものはない思ひますが、そういう中でも、例えればいじめですが、たまたま私、座つた隣が広島県公安委員会委員長の西野先生でいらっしゃつて、何を研究されておるのかと思つたらいじめの研究されてますよね。廿日市教育委員会さんと協力して、いじめの未然防止について取り組まれたじやないですか。その関係あって、私、実は三次市教委につなぎました。三次の小・中の校長会で先生来て、お話をされたんですけども、そういういじめを認知する前にまず未然防止するつていうところからするのも一つ、とっても有効じやないかなっていうふうに思ひました。全県下で、西野先生にも御無理もお願いしなくてはいけないので、いろいろ研究をしてつて、いじめが1件でも減つていくつていうところを思ひますので、今後、また御検討いただければというふうに思ひます。

また、不登校なんですが、これまた、中国五県〔教育委員会委員全員協議会〕でもやりますし、全国〔都道府県教育委員会連合会〕でもやるテーマですね。おととい市町教育委員会と県の懇談会があつたときに、私、不登校のほうの分科会だったんですけども、ある教育長さんが面白いことおっしゃいましたよ。さつき課長がおっしゃつたやる気が出なくなつて、学校に来れない児童が小学校3年、4年生ぐらいから増えていく、それは勉強が難しくなるからだと。となると、1、2年のときにしっかり児童に指導をすることで3年、4年になつても算数が分からぬっていうことが起きないように、特に2年の担任の先生の研修つて重要じやないかっていうふうにおっしゃつて、そういうところも今後、県としてはやつていくべきではないかなと思います。また、蓮浦課長も同

じグループだったんですけども、私、申し上げたのは100ケースの不登校があったら100の支援の方法が必要であろうと、その子その子によって状況が、100人いたら100ケースありますから、そういう意味ではやはり今、広島県が取り組まれておる不登校児童生徒に対する支援っていうのはもうこれからもどんどん、充実させていっていただきかなくてはいけませんし、また、SSRを設置しておる学校でも、設置しただけじゃなくて、やはりそこで指導される先生方の力量が非常に問われていて、それを全県で資質向上を図っていくっていうような、もうどれからやつたらいいかっていうのも、どれも第1番目にやっていかなきやいけないことばっかりなんですけども、そういうようなところを今後取り組んでいただきて、来年、このグラフが、これ、国公私立ですから、さっき志々田さんも言われたように、私でも、私立っていうのはどうなんだろうっていうのもあるんですけども、せめて公立高校の中でこういう発生件数、認知件数が減っていくっていうところを是非、来年のこの報告のときまでにしっかり取り組んでいただければなというふうに思います。以上です。

沖本豊かな心と身体育成課長： 今お話しした中で、いじめの未然防止ということにしっかり取り組むようにというお話をいただきました。いじめの未然防止教育ということにつきましては、子供たちがいじめに向かわない態度、能力、こうしたものを身につけるための働きかけといじめを生じさせない環境づくり、こういったものが大切なんだろうと考えております。そのために、学校において道徳科でありますとかホームルーム活動、こういった時間に実際の事例などの検討とかいじめの場合のロールプレー、こういった体験的な学びの機会を設定することが重要だというふうに考えております。また、児童生徒がいじめをはやし立てるでありますとか面白がる、いわゆる観衆の立場でいることありますとか暗黙の了解を与える傍観者といったものになることなく、いじめを抑止する仲裁者であるとか見逃さない相談者へ転換するための取組、こういったものを今申し上げてましたような道徳科、ホームルーム活動、こういったところで充実をするよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

蓮浦個別最適な学び担当課長： ありがとうございます。高校生の不登校に対する支援について、岡山県の学校にも我々、昨年度も今年度も視察に行かせていただきて、研究を進めているところでございます。本県でいえば、令和5年度に、生徒指導サポート校の中、2校を指定をして、どういうふうに、単位認定の部分もございますので、高校生の場合は、どういうふうな支援が適切なのか、せっかく入学した高校を何とか卒業したいという高校生の思いに応えられるような在り方というのはどういった在り方がいいのかというところを継続して研究をしているところでございます。今年度も2校、安西高校と安芸南高校を指定しまして、今年度、高校の中に小・中学校のSSRとは違うSCRというふうに名づけて、サポート・アンド・コンサルテーション、相談っていうところをしっかり機能を充実させて、将来のキャリアを考えていくための部屋というような形で、今年度から部屋を設置した取組を始めているところでございます。引き続いて、高校生の不登校をどんなふうに支援していく、どういった在り方がいいのかというようなところを継続して研究をしてまいりたいというふうに考えております。

また、小・中のほうでいえば、小学校の全体は少し減ってるんですけども、小学校がまだ増加傾向にあるということでございます。市町教育委員会への聞き取りや国の調査結果の中にもございますけれども、特別な配慮を必要とする児童、特に学業の不振に対して早期からの適切な指導や必要な支援に課題があって、そこが必要なんではないかというようなことが出ております。未然防止、新たな不登校を生じさせないというような視点で、特に小学校低学年段階から本当に子供たちがもっと学んでみたいとか分かった、できたというような授業が実感できるような授業づくりを進めていけたらというふうに考えております。

あわせて、SSRの指定校の担当者、支援コーディネーターの力量向上ということも必要な部分だというふうに考えております。今回、SSRの推進校において、新たに不登校となる生徒数が減少しているとか、推進校以外と比べてもかなり減少率が高いというような結果が得られています。これは、やはり個々の状況に応じた、アセスメントを踏まえた個別のサポート計画をしっかり立てて、支援しているというところがあるのではないかというふうに考えております。そこがしっかり作成できるような、中心となって、支援コーディネーターの役割というところは重要だというふうに捉えておりますので、引き続き、推進校の支援コーディネーター会議等を通じて力量向上に努めてまいりたいと考えております。以上です。

篠田教育長： よろしくお願いします。ほかにいかがですか。よろしいですか。

これは、毎年、文科省の調査で、一環で行っているものでしかも、委員各位からありましたように、データを分析することと実際の個々の状況ですね、対応できるかどうか含めてしっかりと分析をして、取組の充実につなげていただければと思いますし、あと、全国の状況と同じような傾向のあるのもあれば、違いが見られる部分がありますので、違いがある部分、何なのかなっていうところも含めて分析をして、対策の充実につなげられるようにできればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

(13:54)

【非公開案件】

報第1号 教職員人事について

教職員人事について、審議の結果、全員賛成により原案どおり承認した。

(14:06)

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和7年12月24日（水） 13:00開会
15:43閉会

1 出席者

教育長	篠田	智志
委員	細川	喜一郎
	中村	一朗
	志々田	まなみ
	小田原	希美
	河田	一実

2 出席職員

教育次長	江原	透
管理部長	糸崎	誠二
学びの変革推進部長	阿部由貴子	
乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参与	重森栄理	
総務課長	永井	匠
秘書広報室長	竹森潤	一
教職員課長	藤井	典之
施設課長	渡辺	誠一
文化財課長	坂光	秀和
教育支援推進課長	桑原智津子	
義務教育指導課長	松尾真理	
高校教育指導課長	小野裕之	
特別支援教育課長	林	香
豊かな心と身体育成課長	沖本勝豊	
生涯学習課長（兼）乳幼児教育支援センター長	山内領二	

審議案件一覧

第1号議案 令和7年度広島県教育賞及び広島県教育奨励賞の受賞者について

第2号議案 教職員人事について

第3号議案 広島県文化財保護審議会委員の任命について

報第1号 令和7年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について

報第2号 教職員人事について

報告・協議1 広島県教育委員会における障害者の雇用状況について

報告・協議2 教職員人事について

報告・協議3 公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果について

報告・協議4 令和8年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任方針について

報告・協議5 令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び広島県の調査結果について

公 開 審 議 案 件

		頁
日程第 1	会議録署名者について	1
日程第 2	報 第 1 号 令和 7 年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について	1
日程第 3	報告・協議 1 広島県教育委員会における障害者の雇用状況について	5
日程第 4	報告・協議 3 公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果について	7
日程第 5	報告・協議 4 令和 8 年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任方針について	8
日程第 6	報告・協議 5 令和 7 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び広島県の調査結果について	9

篠田教育長： それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は、会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、小田原委員及び河田委員を御指名申し上げますので、御承諾お願いいたします。

本日の会議議題はお手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案は表彰者の選考に関する案件であり、第2号議案及び報第2号及び報告・協議2は個別的人事に関する案件であり、第3号議案は委員の選考に関する案件であり、また、報第1号のうち個人情報に関する部分は審議は非公開が適当ではないかと思います。

篠田教育長： ほかに御意見はありませんか。

それでは、ただいまの細川委員の発言について採決いたします。

第1号議案の令和7年度広島県教育賞及び広島県教育奨励賞の受賞者について、第2号議案の教職員人事について、第3号議案の広島県文化財保護審議会委員の任命について、報第1号の令和7年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見についてのうち個人情報に関する部分、報第2号の教職員人事について、報告・協議2の教職員人事について、公開しないということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。

したがいまして、本日の議案は、第1号議案、第2号議案、第3号議案、報第1号のうち個人情報に関する部分及び報第2号を公開しないで審議することといたします。

報第1号－1 令和7年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見につ

いて

篠田教育長： それでは、報第1号、令和7年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について審議いたしますが、複数ありますので、第1号議案の1から4に分けて、それぞれ説明をいただき、採決を採りたいと思います。

なお、個人情報に関する部分の第1号議案の4については、非公開となります。

それでは、第1号議案の1について、永井総務課長、説明をお願いします。

永井総務課長： それでは、私からは報第1号について、御説明をいたします。

令和7年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、12月3日付で知事から意見を求められました。

しかしながら、教育委員会会議を招集する時間がないと認められたため、教育長に対する権限委任規則第3条第1項の規定により、12月9日付で教育長が臨時に代理し、同意する旨を回答しております。

本日は、その内容を報告し、承認をお願いするものでございます。

承認をお願いする議案は、資料表紙の「2 臨時に代理した事項」のとおり、3件ございます。

初めに、第1号－1、令和7年度教育委員会関係補正予算について、御説明をいたします。

1ページを御覧ください。「1 令和7年度一般会計補正予算」に係る要求内容につきましては、下段の点線囲みのとおり、2点ございます。

1点目は、学校給食等負担軽減事業で、食材価格が高騰する中においても、栄養バランスや量を保った学校給食を実施するため、米飯の価格上昇分を支援するもので、これに要する経費として、1,000万円余を増額するものでございます。

2点目は、人事委員会勧告などを踏まえた職員の給与改定に伴う経費として、38億6,900万円余を増額するものでございます。

これらの要求により、「(1)歳入」については、教育委員会計のとおり8億5,800万円余の増額となり、補正後の歳入予算額は442億5,300万円余となっております。

また、「(2)歳出」につきましては、教育委員会計のとおり、38億8,000万円余の増額となり、歳出予算額は1,687億4,500万円余となってございます。

続きまして、2ページを御覧ください。「2 令和7年度高等学校等奨学金特別会計補正予算」に係る要求内容につきましては、中段の点線囲みのとおり、会計年度任用職員の給与改定に伴う経費として、24万1,000円を増額することとしております。

この要求により、「(1)歳入」、「(2)歳出」ともに24万1,000円の増額となり、補正後の予算額は6億7,100万円余となってございます。

以上の内容につきまして、関係課が確認し、内容に問題がないことから、教育長が臨時に代理し、12月9日付で同意する旨の回答をしております。

説明は以上でございます。御承認のほど、よろしくお願ひいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願ひいたします。

志々田委員： 御説明ありがとうございます。必要な経費がきちんと確保できると思うんですが、この学校給食等負担軽減事業について、お米の価格だけになっているんすけれども、いろんなものが高騰していると思うんですが、それは別の予算でもう補填済みで、これはお米だけっていうことになるんですか。

永井総務課長： そうですね。米飯の上昇分だけです。他の食材につきましては、例えば肉であれば安い食材への転換ということは可能であるんですが、本年度に入って比較的、そんなに上昇していないので、既定の予算内で対応できるというところで、今回は米飯価格の上昇分だけ補助することにしております。

志々田委員： よく分かりました。

細川委員： 御説明ありがとうございます。基本的なことをお伺いしたいんですけども、学校給食振興費という名目の中には、大体、何が含まれているんでしょうか。食材に限っているのでしょうか。

糸崎管理部長： 下の括弧書き、先ほど総務課長から説明ありました学校給食等負担軽減事業が、ここに振興費として説明であげてある額なんですけれども、先ほど説明させていただいたとおり、米価が11月から高騰しております、そこに対する補助をここで、米価上昇分について、お米だけに限って支援する額としてこのたび補正予算で計上しているということです。よろしいでしょうか。

細川委員： すみません、学校給食に関わる費用というのはいろいろあると思うんですけども、例えば人件費とか、あと、機器、機材代とか光熱費とかあると思うんですけども、ここでは米飯の価格上昇分というふうに御説明いただきましたが、そもそも学校給食振興費というのはどういうような名目のものが含まれるのかお聞きしたかったということです。

沖本豊かな心と身体育成課長： すみません、予算案の中で細分化されて、学校給食振興費でございますが、その中の内訳、今、ちょっと確認中でございますけれども、基本的にそういう食材費は保護者の方に受益者負担として負担していただいております。学校では学校給食衛生管理基準に基づいて保存食を保存する、そういう経費が含まれているということでございます。

細川委員： ありがとうございました。いろいろな経費がかかりますので、その中で今回は米飯の部分の価格上昇というふうに御説明いただきましたが、ほかのものもいろいろ上がっていまして、その辺のところも補正の中に含まれるべきではないかなというように感じましたので、お聞きをしました。ありがとうございました。

中村委員： 私もちょっと基本的なことで、何度かお聞きをしたような気もするんですが、この種の補正、歳入と歳出があるわけですが、歳出は38億8,000万増えてて、歳入は国庫支出金が8億5,800万が増えてるわけですが、残りの30億ぐらいはどこからなんですかという、ちょっとバランスしてあるのが気持ち悪く、資料の出し方の問題だと思うんですが、どういうことなんでしたっけ。

永井総務課長： 残りの30億につきましては一般財源になります。

中村委員： そっちのほうで手当ができるということですね。

永井総務課長： はい。

中村委員： 分かりました。ありがとうございます。

篠田教育長： ほかにいかがですか。よろしいですか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案承認いただけの方については、挙手お願ひいたします。

(全員挙手)

篠田教育長：全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認されました。

報第1号-2 令和7年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について

いて

篠田教育長：続きまして、報第1号の2について、引き続いて、永井総務課長、説明をお願いします。

永井総務課長：それでは、続きまして、資料の25ページを御覧ください。

第1号の2、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」及び「市町立学校職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例及び県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例案」についてでございます。

これは、人事委員会勧告等を踏まえ、職員の給与に関する条例等の一部を改正するものでございます。改正の主な内容といたしましては、5点ございます。

まず、「(1) 令和7年4月の公民較差に基づく給与改定」につきましては、2.97%の公民較差を解消するため、職員の給与表を改定し、給料月額を引き上げるとともに、期末勤勉手当の支給月数を引き上げるものでございます。

「(2) 特別職の期末手当の改正」につきましても、特別職の期末手当の支給月数を引き上げるものでございます。

続きまして、「(3) 宿直手当の改正」につきましては、この手当の支給限度額を引き上げるものでございます。

以上、3点の改正につきましては、下段の「3 施行期日等」のとおり、令和7年4月1日に遡って適用されます。

次に、「(4) 教員給与の見直し」につきましては、国の法令改正などを踏まえまして、主な改正点が5点ございます。まず、1点目が教職調整額を給与月額の4%から10%へ段階的に引き上げるもので、2点目は教職調整額の引上げに伴い、校長・教頭の給料月額への加算額につきましても段階的に引き上げるものでございます。3点目は多学年学級担当手当等を廃止するものでございます。4点目は義務教育等教員特別手当の上限額を8,600円に引き上げるものでございます。5点目は教員特殊業務従事員の特殊勤務手当を8,000円に引き上げるものでございます。これらの改正につきましては、施行期日が令和8年1月1日となります。

最後に、「(5) 通勤手当の見直し」につきましては、令和7年広島県人事委員会勧告を踏まえ、主な改正点が2点ございます。1点目は自動車等の使用者に対する通勤手当について、距離区分を最大122キロメートルまで拡大し、手当額を引き上げるもの、2点目は駐車場利用に係る通勤手当の限度額を5,000円に引き上げるとともに、支給額を1か月当たりの駐車場等料金の額の2分の1に相当する額とする取扱いを廃止するものでございます。

これらの改正につきましては、施行期日が令和8年4月1日となります。

以上の内容につきまして、関係課が確認し、内容に問題がないことから、教育長が臨時に代理をし、12月9日付で同意する旨の回答をしております。

説明は以上でございます。御承認のほど、よろしくお願ひいたします。

篠田教育長：ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願ひいたします。

志々田委員：御説明ありがとうございました。聞き慣れない単語が多いので、お聞きしたいと思うんですが、まずは、多学年学級担当手当というのはどんなものがあるか、もう一つは、教員特殊業務従事員の特殊勤務って何なのかというのを教えてください。

藤井教職員課長：多学年学級手当につきましては、小・中、義務教育学校の2以上の学年で編制される学級、多学年学級を担当する教諭、助教諭、講師で、次のものに上げるものを支給され

るということで、特別支援学級の担任を除く、多学年学級における担当時間数がその者の担当授業時間数の2分の1に満たない者、あるいは、担当時間数が週当たり10時間に満たない者といったような除外規定がありますが、複式学級の担任になります。

それから、特殊勤務手当は、学校管理下において行われるもので、例えば部活動であったり、あるいは対外行事の引率、例えば修学旅行とか、災害対応といったようなものに対応する手当でございます。

志々田委員： ありがとうございます。これらの業務について、国の基準が変更になっているので、今回、県としてもそれに準じて変更するという理解でよろしいでしょうか。

藤井教職員課長： そのとおりでございます。

志々田委員： ありがとうございます。

河田委員： 先ほどの話の続きなんですが、大体引き上げているのに、このウの多学年学級手当だけが廃止というのがちょっと気になるんですが、何か今聞いた限りにおいたら、それなりに幾つかの学級を見るものを廃止するというのは、これは何か理由があるんでしょうか。

藤井教職員課長： この多学年学級手当の廃止につきましては、廃止という言葉が目立ちますけども、別の手当、義務教育等教員特別手当に一本化することになります。

河田委員： それであればいいと思います。

糸崎管理部長： すみません、今、教職員課長から説明ありました義務教育等教員特別手当っていうものがこれまでもありまして、その支給額、給与月額の約1.5%相当っていうふうになっていたものが、このたびの見直しで1%程度に、ちょっと0.5パーセント下がりますが、これに合わせて現行では学級担任に対する加算ってなかったんですが、そこに対して、学級担任を持つ場合には、その部分について月額3,000円を支給するというのが新たに加算され、こういう一体的な義務教育等教員特別手当っていう仕組みの改正に合わせて、ただいまの多学年学級担当手当が今回廃止されたというふうに理解いただければと思ってます。

河田委員： 分かりました。

篠田教育長： よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

小田原委員： 結局、トータルで見たら対象者の給与は増えるのか減るのかでいうと、どちらになるんでしょうか。

藤井教職員課長： このたびの給特法の改定につきましては、教職調整額というものが4%から年次で10%まで上がっていくというような、まず、ここが大きく変わりまして、トータルでは収入は増えるということになります。

小田原委員： ありがとうございます。

篠田教育長： よろしいですか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

議案に賛成の方は、挙手でお願いいたします。

(全員挙手)

篠田教育長： ありがとうございます。全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認されました。

報第1号-3 令和7年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見につ

いて

続きまして、報第1号の3について、引き続き永井総務課長、説明をお願いします。

永井総務課長： 続きまして、資料の94ページをお願いします。

第1号の3、「広島県高等学校等奨学金の債権に係る権利の放棄」についてでございます。

これは、債務者の免責決定などにより、今後、徴収見込みのない債権につきまして、権利を放棄するものでございます。

該当の債権は、債務者1名に対し貸し付けた、広島県高等学校等奨学金の償還金であり、債権額は26万1,000円でございます。権利を放棄する理由といたしましては、債務者

は自己破産により免責決定され、また、連帯保証人は死亡、連帯保証人の相続人は相続放棄又は自己破産により免責決定されたことから、債務者、連帯保証人、相続人のいずれも不存在となったことによるものでございます。

以上の内容につきまして、関係課が確認し、内容に問題がないことから、教育長が臨時に代理をし、12月9日付で同意する旨を回答しております。

説明は以上でございます。御承認のほど、よろしくお願ひいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願ひします。

それでは、以上で本件の質疑を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

報告・協議1 広島県教育委員会における障害者の雇用状況について

篠田教育長： 続きまして、報告・協議に移ります。

広島県教育委員会における障害者雇用の状況について、永井総務課長、説明をお願いします。

永井総務課長： それでは、報告・協議1、広島県教育委員会における障害者の雇用状況について、御説明をいたします。

1ページを御覧ください。令和7年6月1日現在の「障害者の雇用状況」につきましては、表の実雇用率のとおり2.8%であり、法定雇用率である2.7%を0.1ポイント上回っている状況でございます。

次に、2ページの「3 これまでの取組状況」を御覧ください。

まず、「(1) 教職員としての採用」につきましては、教職員採用試験につきましては令和元年度から、行政職員採用試験につきましては令和2年度から、それまでの身体障害者に加え、精神障害者、知的障害者を対象とした試験を実施しております。

「(2) ワークサポートステーションの設置とそのスタッフ」につきましては、平成30年度にワークサポートステーションを設置するとともに、教育委員会事務局につきましては平成30年度から、西部教育事務所などの地方機関や図書館などの教育機関につきましては令和元年度から、「ワークサポート職員」として雇用配置しているところでございます。

「(3) 学校事務アシスタント」につきましては、令和元年度から全県立学校において雇用・配置しており、教職員の業務補助や校内環境整備などの業務に従事しており、学校現場における働き方改革の一助になっているところでございます。

最後に、「(4) 今後の予定及び対応」についてでございます。令和8年7月1日からは、法定雇用率が2.9%に引き上げられることから、引き続き、ワークサポート職員や学校事務アシスタントの配置拡充に取り組むことにより、法定雇用率を達成していきたいというふうに考えてございます。

また、あわせて、就業の定着を図るとともに、働きやすい環境整備にも努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問や御意見がありましたらお願ひいたします。

河田委員： 教職員としての採用というのと、何名ぐらいで、どういった障害の方が教員として採用されているのが多いかというのと、もしお分かりで、差し支えなかったら教えてください。

永井総務課長： 教職員としての採用につきましては、令和元年度からの合計で9名の方を採用しております。障害種別につきましては、個人の特定につながるおそれがあることから、公表は差し支えることとしております。

河田委員： 教職員としてというところが一番のみそだと思います。なかなか難しいんだろうと思いますが、引き続きよろしくお願ひします。

篠田教育長： ほかにいかがでしようか。

細川委員： 御説明ありがとうございました。以前からこの障害者の雇用率の御報告をいただくところで、今、県教育委員会でお仕事していただいている中で、障害をお持ちだけども、その報告を受けてないといいますか、障害者として登録されてないっていう方もいらっしゃるんじゃないかなっていうことで、一度、お伺いしたことがあったんですが、その辺のところの、障害をお持ちの方の把握はできているのでしょうか。

永井総務課長： 把握につきましては、これまで電子メールであるとか、そういったところで把握していたんですが、例えばオプションとして、電子申請システムなどを使ったりすることによりまして把握に努めておりまして、令和6年〔の集計地点では〕8名だった方が、今回の令和7年度の集計地点では11名になるなど、そういった把握の拡充というのを努めているところでございます。

細川委員： ありがとうございました。引き続き、新しく県教育委員会でお仕事される方についても、障害をお持ちなのに、障害を持っているという把握がされていないと、せっかくお仕事していただいているのに、法定雇用率に反映されないので、把握をお願いしたいと思います。もう1点は、以前、広島西特別支援学校様に学校訪問に行かせていただいたとき、卒業生がそのまま就職をしてくれて、そのことが在校生にとってすごく励みになっているそうで、後輩も引き続いて、是非県教育委員会で働きたいと考えることもあると思います。そういうような、広島西に限らず、各特別支援学校での学校で働きたいという生徒の就職についても、御配慮いただければと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

永井総務課長： 毎年、総務課の職員が学校を訪問して、実際に障害者の雇用について状況を把握しているところなんですが、今年度、訪問した学校の中にも、卒業生が実際に学校事務アシスタントとして勤務している学校というのが、これは、三原特別支援学校になりますが、ございます。学校事務アシスタントの本人からは、知っている教職員がいることに加え、慣れている環境なので勤務がしやすいであるとか、周囲の教職員からも、学校事務アシスタントのことを在校生の頃からよく知っており、雇用する上でその方の人物や性格、あと、適正などを十分把握できているということで安心できるといった意見もございましたので、引き続き現場のニーズや他県の状況等も踏まえつつ、関係課と連携しながら、今後、取組を進めて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

細川委員： よろしくお願いします。

中村委員： 教職員としての採用で、令和元年度、2年度から教員や行政職員の採用に精神障害、知的障害を対象とする試験を実施したということなんですが、実際にその採用に至ってますでしょうか。

永井総務課長： はい。実際に採用に至って事務局の中にも勤務していただいている。

中村委員： ありがとうございます。それから、学校事務アシスタントとしても雇用されているということですが、学校の特性も生かして、当然、教員の負担を減らすという意味でも、こういうアシスタントを活用していく方向だと思うんですが、一般企業では雇用されにくいというか、活躍してもらう環境みたいなのが、学校ならではで増えていけばよりいいんだろうなというふうに思うんですが、今後、現状もそういう工夫をされてらっしゃるのかどうか、是非、これから先、物理的な面なんでしょうかね。何か、なかなかこうだということがないのかもしれません、そういう工夫ができればいいなと、今、お聞きしながら思ったところです。

永井総務課長： 来年度、また、法定雇用率というものが、現在の2.7%から2.9%に引き上げられるということで、今の前提といいますか、環境そのままだと仮定をしますと、数の上では約11人、更に、新たに雇用しなければならないというところになってまいりますので、当然、そのやつてもらう仕事の幅であるとか、そういったところも各学校であるとか、うちの中の職場とも連携しながら、そこの雇用確保には努めていきたいというふうに考えています。

中村委員： 正に障害者教育もやっている教育委員会関係だからこそ、少しでも先進事例になるようなケースが生まれればなというふうに思うところです。よろしくお願いします。

篠田教育長： ほかにいかがでしょうか。

小田原委員： すみません、今のところにちょっと関連するんですけれども、精神障害者や知的障害者の方が教職員として採用された後、普通の教員と同じレベルで勤めてるのか、どういう状況なのかなと。ちょっとなかなか表現が難しいんですけど。

永井総務課長： すみません、教職員の状況についてはちょっと把握できておりませんので、また後日、改めて御回答させていただいてもよろしいでしょうか。

小田原委員： 分かりました。すみません、いや、単純にワークサポートステーションでの雇用とか、事務アシスタントさんよりはレベルの高いお仕事をされているわけで、なかなか表現が難しいんですが、そういうレベルの高いものをどういうふうにこなしてらっしゃるのかなというところをちょっと気になったもので、以上です。

糸崎管理部長： 障害の軽重いろいろあるかと思うんですけども、普通に教壇に立って授業をしていただいている。通常に授業をされてらっしゃいますし、例えば特別支援学校とかには視力に障害があるけれども、授業をされていらっしゃる先生とか、普通に基本的には授業をしていただいているという認識でいいかなと思います、すみません。

小田原委員： 分かりました。ありがとうございます。

篠田教育長： ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。
それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議 3 公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果について

篠田教育長： それでは、報告・協議 3、公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果について、渡辺施設課長、説明をお願いします。

渡辺施設課長： 「公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果について」御説明させていただきます。

この調査は、文部科学省が例年行っているものでございまして、今年度調査の結果につきまして、12月10日に公表されております。

資料1ページの2、「校舎などの構造体の耐震化」の下の表を御覧ください。本県の令和7年4月1日現在の調査結果について、学校種別ごとに記載しております。公立小中学校における耐震対策は、令和6年度末に呉市が完了したことにより、100%となり完了となりました。なお、「耐震性がない棟数」といたしましては、公立幼稚園の5棟のみとなっております。

資料2ページを御覧ください。公立幼稚園の耐震化未完了の市町ですが、(2)に記載のとおり、福山市のみで5棟となっております。福山市の今後の見込みですが、(3)の表に記載のとおり、令和8年度末までに全ての耐震性がない建物について、未使用化され、耐震化が完了する予定でございます。

なお、該当する幼稚園につきましては、それぞれ統合の上、認定こども園化すると聞いております。

資料3ページの3、「屋内運動場等のつり天井等の落下防止対策」を御覧ください。

表の一番下、合計欄に記載のとおり、つり天井を有する20棟のうち、対策実施済みの棟数は17棟となっております。対策が未実施の3棟は、三次市の小学校で2棟、広島市の特別支援学校で1棟となっており、小学校は令和8年度末までに、特別支援学校は令和7年度中に対策が完了する予定であると聞いております。

最後に、4「屋内運動場等のつり天井等以外の非構造部材の耐震点検・耐震対策」を御覧ください。

そこの表に記載しておりますとおり、公立小中学校668校全ての学校において、耐震点検は実施されておりますが、耐震対策の実施率は小・中学校で52.7%、幼稚園で34.3%となっております。この要因といたしましては、校舎などの構造体の耐震化を優先してきたことや小中学校の適正配置計画、統廃合などを踏まえまして対策を実施していく必要があることなどが上げられております。今後とも関係市町に対し、構造体の耐震化予定年度に向けた進捗状況を確認するとともに、非構造部材の耐震対策についても働きかけてまいりたいと思っております。以上でございます。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 建物自身の耐震強度、それから、つり天井、最も危ないとされているものについては、ほぼほぼめどが立ったということで一安心と思っています。この次は、今度は非構造部材で、これはいっぱいあるはずですよね。ちょっとしたひさしとかというようなものだと思うんですけど、少しずつ改修はされていくことになると思うんですけど、まず大事なのは、ここは危ないんですよっていうことを校内の先生方や子供たちが知っているということが一番大事なのかなと。例えば地震があったときには、その周りには行かないようとか、避難経路から回避できるようにとかというような、そういう校内でここは危ないんですよというようなことを周知するような工夫みたいなものをされているん

でしょうか。

渡辺施設課長： すみません、小・中学校の状況はちょっと分からいいんですけども、例えば高校でございますと、耐震点検100%、対策も100%しておりますけども、例えば壁などでコンクリート片が落下しそうだというようなところについては、対策が取れるまではカラーコーンを用いて、その付近に立ち入らないようにとか、そういうような対策を取っております。

志々田委員： ありがとうございます。カラーコーンか〔何かが〕あれば危ないんだなとは思うと思うんですけども、年に一度ぐらい、校長先生の口から、うちのここの壁は危ないとか、ここのタイルは危ないとか、ここは水が出そうだとかというようなことを、一度言つていただけだと、安心できるかなというふうに思います。そういう学校安全の習慣づけみたいなものの一つとして、やっぱりきちんと伝えていく、使わないようにするっていう、子供たちにも伝えるみたいなことができればいいなと思いましたので、今後とも周知していただければと思います。

渡辺施設課長： すみません、ちょっと私のほうが説明不足だったと思います。恐らく学校のほうから、校長先生のほうから、職員の先生方に対して、そういった周知はされておるというふうには思っております。改めて気をつけてまいりたいと思います。ありがとうございます。

篠田教育長： ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議4 令和8年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任方針について

篠田教育長： 続きまして、それでは、報告・協議4、令和8年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任方針について、松尾義務教育指導課長、説明をお願いします。

松尾義務教育指導課長： 失礼いたします。報告・協議4によりまして、令和8年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任に係る基本方針について御説明いたします。

初めに、資料の説明をいたします。1ページがこのたび報告させていただきます、令和8年度の選定審議会の委員の選任方針でございます。

2ページには、参考としまして、過去10年間の委員の構成表をつけております。来年度は、今年度と同様の採択を行う年度でありますので、参考としまして、今年度、令和7年度を網かけとしております。

3、4ページには、選定審議会の設置についての法的根拠等をお示ししております。

5ページには、令和8年度教科用図書採択に係る日程をお示ししております。一番上の枠で囲んでいるところが、本日の教育委員会会議に当たります。

6ページには、令和7年度の広島県教科用図書選定審議会委員をお示ししております。

それでは、資料の1ページにお戻りください。来年度の選定審議会の委員の選任に係る基本方針について御説明いたします。

まず、1の「選定審議会の設置目的等」を御覧ください。教科用図書選定審議会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同施行令に基づきまして、毎年度、4月1日から同年8月31日までの期間、教育委員会に設置するものでございます。

次に、2の「選定審議会における重点審議事項」を御覧ください。来年度の選定審議会においては、こちらの2点について御審議いただくことになります。

来年度は、今年度と同様に、検定済教科用図書についての審議はなく、特別支援学校等で使用します学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書についてのみ、御審議いただきます。これは、小学校用及び中学校用の教科書の採択替えは4年に1回であるのに対し、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書、いわゆる絵本等の一般図書の採択につきましては、毎年行うこととなっているためございます。

次に、3の「委員の選任に当たっての基本的な考え方」を御覧ください。六つの考え方をお示ししております。こちらにつきましては、昨年度からの変更はございません。

次に、4の「委員の構成」について御説明いたします。委員の区分につきましては、1号委員として、義務教育諸学校の校長及び教員を、2号委員として、教育委員会関係者を、3号委員として、教育に関し学識経験を有する者を任命することとなっております。

こちらの区分につきましては、3ページを御覧ください。上から四つ目の枠、「構成」の欄にお示ししておりますように、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法

律施行令」第9条に基づいております。また、委員の定数につきましては、その下にありますように、「広島県教科用図書選定審議会委員定数条例」により、20人となっております。

1ページにお戻りください。20人の内訳につきましては、下の表にお示ししているとおりです。来年度は先ほど申し上げたとおり、今年度と同様に、特別支援学校等で使用する教科用図書についての審議となることから、今年度の委員構成からの変更はございません。

今後、慎重に人選を行いまして、3月の教育委員会会議において、審議会の委員の候補者を提案させていただく予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願ひいたします。

志々田委員： 御説明ありがとうございました。また、12月のスタートラインに立ったんだなというふうに思います。今年は、教科書採択に関して大きな変化はなく、また、審議自体も教科用図書のみということなので、大きく協議をすることはないかもしれません、それだけ時間に余裕があるということで、せっかく専門機関の先生たちが集まってきてくださっていますので、忙しい年にはできないような協議であったり、御相談であったり、例えば、教科用図書をゆっくり御覧いただくななど、従来の忙しい年にはできない何かをしていただけたと、その専門の先生方に集まってきていただくメリットもあるかなというふうに思いますので、検討していただければなというふうに思いました。以上です。

篠田教育長： 他に御意見等はございますでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議5 令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び広島県の調査結果について

篠田教育長： それでは、続きまして、報告・協議5、令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び広島県の調査結果について、沖本豊かな心と身体育成課長、説明をお願いします。

沖本豊かな心と身体育成課長： 報告・協議5によりまして、令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び広島県の調査結果について、御説明申し上げます。

資料の1ページを御覧ください。初めに、「1 調査結果の公表について」でございます。

スポーツ庁が全国の国・公・私立学校の小学校第5学年及び中学校第2学年の全児童生徒を対象に、令和7年4月から令和7年7月に実施した「令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果が12月22日に公表されたことを受けまして、本県児童生徒の令和7年度広島県児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を取りまとめたものでございます。

「2 調査内容」は、資料にお示しをしてございますとおり、実技、8種目の調査と質問紙調査を行ったものでございます。

「3 調査結果とその要因」を御覧ください。(1) 実技調査でございますが、広島県の体力合計点の県平均値については、小学校男子、中学校女子については、広島県の比較で昨年度を上回ったものの、小学校、中学校の男女とも全国平均を下回ってございます。

続いて、2ページを御覧ください。(2) 質問紙調査でございますが、「運動やスポーツをすることは好き」と回答した児童生徒の割合は、小学校、中学校の男女とも全国平均値を上回っております。

(3) 体力合計点が全国平均値を下回った要因でございます。

1点目に、学校の体育以外の運動時間の減少が上げられます。運動やスポーツの愛好度は高い状態を維持しているものの、授業が楽しいと感じる児童生徒の割合が低下傾向にあり、必ずしも日常の運動時間の確保にまではつながっておらず、より体力向上の意義や必要性の理解が進むような指導の改善を行っていく必要があると考えてございます。

2点目に、スマートフォンなどに触れる、いわゆるスクリーンタイムが3時間以上の割合、これが高いことが上げられます。国の調査報告書では、1週間の総運動時間が短い児童生徒ほど、スクリーンタイムが長い傾向があるとされる中、本県の小学校は、約4割程度で3時間以上は全国と同程度、中学校は約5割程度で、全国より高い結果とな

っており、改善を図っていく必要があると考えております。

「4 体力向上に向けた今後の取組」でございます。

1点目に、日常的な運動時間確保のための体育科・保健体育科の授業改善でございます。初任者研修等の指定研修などにおいて、児童生徒が日常生活でも楽しみながら自発的に行える運動について、効果的に授業に取り入れられるよう、具体的・実践的な事例を基にした研修を行い、体つくり運動領域に重点を置いた授業の充実を図ってまいります。

2点目に、体力向上に向けた学校における組織的な対応の推進でございます。管理職研修を実施をし、各学校において作成をしている体育に関する指導改善計画について、改めて全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえた見直しを図るとともに、体育指導推進リーダーを中心とした組織的な取組を推進するよう指導していきたいと考えております。

3点目に、家庭との連携でございます。スクリーンタイムの短縮を含めた生活習慣の見直しや体力向上の意義、日常生活における運動時間の確保について、保護者等へ啓発リーフレットを作成し、家庭等への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

5以降につきましては、体力合計点等の年次推移をお示しをしてございますので、また、御覧をいただければと思います。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願ひいたします。

細川委員： 御説明ありがとうございました。毎年、こういうふうに御報告をいただくんすけども、児童生徒が、去年の数字と同じ児童生徒でないので、一概によくなつた、悪くなつたという判断ができないと思うんですけども、もし資料をお持ちでしたらお聞きしたいのは、中学校第2学年の生徒が、小学校5年生のときに、例えば全国平均を上回っていたのか、下回っていたのか、その後、体力テストの合計点を上げるためにいろいろ努力をされている中で、この数字が、この中学校第2学年が小5のときよりも体力が上がつたと判断するのか、もしくは下がつたと判断するのかというところを教えてください。

沖本豊かな心と身体育成課長： すみません、中学校2年生、男子、女子ともに小学校5年生の時点では全国平均を上回っているという結果でございます。これまで運動好きを増やして、その結果、子供たちが運動を行って、その結果、体力が上回るようにという形で取り組んできたわけですけれども、今回の結果を見ますと、やはり運動は好きな状況は全国よりも上回っている状況は続いているんですが、それが実際に体を動かす、その行動にまで至っていないという状況が見えてきております。この点をどう実際の体を動かすというところにつなげていくか、それを取り組んでいかないといけないというふうに思っております。

細川委員： ありがとうございました。2ページの(3)の1番目の丸のところが、学校の体育以外の運動時間の減少が下回った要因と考えられますよということなんすけども、この中には、いわゆるクラブ加入者、クラブとかスポーツ少年団とか、そういうことで学校の体育以外に運動しておりますね、彼らは。そういう者は含まれると考えられるんですが、それともこれ、外されてるんですか。

沖本豊かな心と身体育成課長： おっしゃるとおり、地域のスポーツクラブの加入で、そこで運動する時間もこの運動時間の調査には含まれております。体育の授業以外で体を動かす時間を見て、それが減少しているということでございます。部活動の時間も含まれます。

細川委員： ありがとうございました。クラブに加入している者は、一定の目標とか何かありますて、それで頑張っていると思うんですけども、クラブ未加入者の生徒については、児童もかもしれません、どういうふうに運動時間を増やしていくべきよいのかというのは、私個人的に思うのは、目標、目的を持たせる、自分はどういうことで運動をしようと思うんだという、その動機づけみたいなものがないと、どうしてもスクリーンタイムのほうにいってしまうんじゃないかなと思うんですよね。その辺のところの御指導が、各学校、各教員の方にしっかりと県教育委員会のほうから浸透して、仮にクラブ活動をしてなくとも、スポーツ少年団に入ってなくても、何らかの運動を毎日できるよっていうようなものがあればなというふうに思うんですけども、そういうような取組については、今後はどういうふうに御指導されるつもりでしょうか。

沖本豊かな心と身体育成課長： 体力というものにつきましては、健康維持のほか、意欲、気力といった精神面の充実にも大きく関わっているものだと、生きる力の重要な要素であるというふうに考えております。その辺りの体力の向上の意義といったものも、授業の中でも子供たちに伝えなければいけませんし、その動機づけというお話をありましたけれども、その辺りも何か

授業の中の工夫で、こういうスポーツ、競技にも関心を持ってもらうとか、何か授業の中で工夫ができないかといったことは、我々も考えていいかないと云うに思っております。

まず、我々、取り組むこととしては、教職員に向けた研修ということを考えておりますけれども、児童生徒が日常生活も楽しみながら自発的に行える運動について、このたび効果的に授業に取り入れられるように、具体的、実践的な事例というものを紹介しながら、授業の充実を図っていきたいというふうに考えております。

また、先ほども申し上げたところでございますけれども、各学校が自校の生徒の状況を踏まえて、どういうふうに改善をしていくか、体力向上していくか、そういう計画を各学校ではつくっています。それを今回の結果を踏まえて、しっかりと各学校単位で見直していくといったことが必要であろうと思います。その見直しに当たっては、やっぱり管理職がしっかりとその意識を持っていただか必要だと考えておりまして、これまで校長等に対するこの体力、運動能力の向上に関する研修というものを直接的に当方が行っているわけではございませんでしたけれども、そういうことを今回の結果を受けて、我々やっていきたいというふうに思っているところでございます。

細川委員： ありがとうございました。私、もう何年も前にスポーツインストラクターの方から、運動習慣をつけるコツっていうのをお聞きしたときに、三つ教えていただきました。一つは、先ほど申し上げた目標、目的を持つです。例えば速く走りたいならば、そのように目標、目的を設定すると。それから、二つ目は、時間を決めるんだそうです。例えば月、水、金は必ずすると。何か用事が来ても、断ってまででも、いや、今日はもう運動日ですからというような時を決めなさい。3番目は、ちょっと学校でも重要かもしれませんけど、仲間をつくるんだそうです。一人じゃボシャるっていうんですよね、インストラクターの方も。やっぱり友達と一緒にやりなさいというようなところをおっしゃったので、この3点も併せて御指導いただきながら、運動を子供が少しでも関わって、新体力テストの合計点が上がる、上がらないにかかわらず、運動好きになっていただければなというところを思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

篠田教育長： ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

中村委員： 運動、スポーツすることは好きという割合は高いのに、体力、運動能力のスコアは低いということなんですが、その要因分析をしていただいてますけど、体力向上の意義とか重要性とかっていうのが響くのは、我々中高年であって、小学生や中学生がそこまで、そういう目的でやるのかなというとちょっと違うような気がします。この要因のところに正に書いてあるんですけど、これまでの授業改善の取組により、愛好度は高い状態を維持しているということ、これまでの授業改善というのは根拠がおありだらうと思うんですが、問題なのは、授業が楽しいと感じる児童生徒の割合は低下傾向にあるということなので、ちょっと言葉尻を捉えるようですが、ここでまず、体育の授業が楽しいと思ってもらえない、なかなかその後に続きがないのじゃないかなというふうに、これを読むとですね。さっきも言いましたけれども、じゃあ、そのためには体力向上の意義や必要性の理解が進むような指導、これはこれで必要だと思うんですけど、こればかりだと小学生や中学生には響きにくいのかなと。やっぱり運動は楽しいねと、ああ、バスケットボールってやったことなかったけど、授業で教えてもらってやってみたら楽しいねとか、そういうことではなかろうかというふうに、すみません、言葉尻だけを捉えて言う上で恐縮なんですが、ちょっとやっぱりまずは体力、学校体育の時間で運動の楽しさを感じられるようにということじゃないかなというふうに思いました。以上です。

沖本豊かな心と身体育成課長： ありがとうございます。運動時間が減少していることにつきましては、様々な要因、影響していると考えられます。運動好きというふうに回答しているものの、例えばタブレットなどのICTの普及、熱中症対策、外遊びができる環境の制限などの外的要因に加えて、スマートフォンでゲームをすることのほうが楽しいといった内的な要因により、日常生活において自主的に運動を行うまでには至ってないということが考えられます。

また、授業に関わる部分ですけれども、学校質問紙で学校に聞いている項目に、体力向上に係る授業改善の先生方の意識、それから、研究授業や授業研究の実施率、そういったことも聞いてございます。この実施率が、小・中学校ともに低い状況が結果として見えております。

その点からも、自ら子供たちが積極的に運動に取り組もうと思えるような授業の工夫、授業改善といったところに、今後、努めていく、特に力を入れてやっていかなければい

けないというふうに考えております。その内容については、また、我々もどういうやり方が効果的かといったことも十分検討した上で、学校のほうにも研修等で周知をしたいというふうに考えております。

中村委員：専門家の方がいろいろと考えていただくんで、そのとおりなんだろうと思いますけど、必ずしも競技的なものばかりじゃなくても、鬼ごっこの延長みたいなことでも体力というものはついていくんだろうなというふうに思いました。すみません、以上です。

篠田教育長：ほかにいかがでしょうか。

河田委員：この3ページのグラフを初めて見せていただいたんですけど、平成30年ぐらいまでは広島県は小学校5年も中学校2年も男子も女子も、かなり全国的に見てよかったですけど、急激に下がってきておるんですけど、皆さんも過去でお話はされるとるんだと思いますけど、これ、何で急に下がったとかがもし分かっているのであれば教えていただいて、何かその下がった要因が今も続いているんであれば、何かそこが対策になるんじゃないかなと思ったので、質問をさせてください。

沖本豊かな心と身体育成課長：これも様々な要因があるとは思うんですけども、運動する子供とそうでない子供、二極化傾向が見られるという中で、本県ではまず、運動好きを増やし、その結果として体力を向上させる取組といったことを、平成29年度、学習指導要領が改訂されて、それを受け、まず、運動好きを増やそうと。ただただ体育の授業で体力をつけるための運動ということではなく、運動好きを増やす、楽しいということを子供たちに感じさせる、体を動かす、そういうことをメインにやってきております。

その結果、運動が好きと回答する児童生徒が増えたんですけども、そこがちょっと我々、本県、弱かった部分で、運動好きから実際の体育以外での運動行動に結びつける、その部分までの、先ほどもありました動機づけとか、そういう部分がつながっていなかつたということがありますので、今後、授業改善、そういう子供たち、授業外での活動、実際の行動に移せるような取組というのを我々はちょっと検討していきたいというふうには思います。すみません、ちょっと御回答になってないかもしれませんけども。

河田委員：であれば、先ほどの中村委員が言われたようなことが、ここからずっと継続して続いているという、そんな理解でよろしいでしょうかね。

沖本豊かな心と身体育成課長：すみません、もう1点、原因として上げられるのが、申し上げましたけど、スクリーンタイムというところ、パソコンの普及によって画面を見る、学習以外でパソコンを使ったり、スマホを使ったり、ゲームをしたり、そういうスクリーンタイムが本県、増えているという状況がございます。

この点については、学校教育だけでは、この生活習慣の部分でございますので、必ずしも学校だけで担えない部分もあります。そういうことで、今回の結果を保護者の皆様にも周知をさせていただき、家庭でのスマホの扱い、そういうことも含めて家庭でも話合いの場を持っていただきなど、そういう生活習慣にもちょっとアプローチをしていかなければいけないというふうに考えています。

河田委員：2ページの（3）の要因に、結局、そこに集約されるということで、対応よろしくお願ひいたします。

中村委員：今の河田委員の御質問のところの、このグラフは3ページの新型コロナの影響で運動の機会が減ったというのが大きいのかなと理解をしてたんですけど、そういう影響も結構あるんじゃないですか。

沖本豊かな心と身体育成課長：これは全国的な状況でもありますけど、平成30年度をピークとして、その後のコロナの発生を契機に数値が下がってきて、現状でも全国的にもコロナ前の状況、体力の得点までには戻っていないという状況は、おっしゃるとおりという状況でございます。

小田原委員：すみません、今のに関連してなんですけど、全国の平均見ると、コロナが明けて徐々に回復傾向にあるように読めるところ、広島はその回復力が弱いように見えていて、それはやっぱりスクリーンタイムに集約されるんですかね、その原因というのは。

沖本豊かな心と身体育成課長：同じような答弁を繰り返し、大変恐縮なんですけども、スクリーンタイムのこともございます。また、あわせて、体育の授業以外で体を動かそうと、実際にそういう行動に移すっていう部分が、本県、弱い部分があるといったところで、その動機づけになるような授業、体育の授業をきっかけとして、体を動かそうと、それ以外の部分でも動かそう、といったところを我々、どういう内容で授業改善をしていくか、その辺りは引き続き、ちょっと検討をさせていただきたいというふうに思っています。

小田原委員：ありがとうございます。今日は体育なんですけど、読書のときもスクリーンタイムが

長いという問題は必ず出てきていて、結局、対策としては家庭との連携で保護者を啓発しますというところで落ち着いていることが何か多いかなと思うんです。今のところ、まだ、それが結果として出でていないというところを、どう捉えるのかなというのはちょっとと思いました。以上です。

篠田教育長： ほかにいかがですか。よろしいですか。

委員各位からありましたけども、運動時間が増えるように、そこはかなり密接に絡んでおりますのでスクリーンタイムの関係、それから、授業から、やっぱり自分もやってみたいというふうに思うようなところ、つながりを是非つくってもらいたいと思いますし、また、外的要因でいうとコロナと、それから、あれですよね、平成30年は、豪雨の影響もあったように聞いておりますけども、そういういたところの外的要因はさておき、小田原委員が言わされたように、全国が回復傾向にありますんで、その状況なんかも見ながら授業改善、それから、体を動かす時間の確保につながるような形での取組をしていただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

(14:23)

【非公開案件】

第1号議案 令和7年度広島県教育賞及び広島県教育奨励賞の受賞者について

令和7年度広島県教育賞及び広島県教育奨励賞の受賞者について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第2号議案 教職員人事について

県立学校教諭の信用失墜行為に係る人事措置（戒告）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第3号議案 広島県文化財保護審議会委員の任命について

広島県文化財保護審議会委員の任命について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

報第1号－4 令和7年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について（個人情報に関する部分）

令和7年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について、審議の結果、全員賛成により原案どおり承認した。

報第2号 教職員人事について

教職員人事について、審議の結果、全員賛成により原案どおり承認した。

報告・協議2 教職員人事について

教職員人事について協議した。

(15:43)

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和8年1月9日（金） 13:00開会
13:15閉会

1 出席者

教育長	篠田	智志
委員	細川	喜一郎
	中村	一朗
	志々田	まなみ
	小田原	希美
	河田	一実

2 出席職員

教育次長	江原	透
管理部長	糸崎	誠二
学びの変革推進部長	阿部	由貴子
乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参与	重森	栄理
総務課長	永井	匠
秘書広報室長	竹森	潤一
文化財課長	坂光	秀和

審議案件一覧

日程第1 会議録署名者について

日程第2 報告・協議1 広島県銃砲刀剣類登録審査委員の選任に係る基本方針について

公 開 審 議 案 件

日程第 1 会議録署名者について

頁
1

日程第 2 報告・協議 1 広島県銃砲刀剣類登録審査委員の選任に係る基本
方針について

篠田教育長： それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、細川委員及び中村委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。

本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議をしたいと思いますが、いかがいたしましょうか。よろしいですか。

それでは、本日の議題は全て公開で審議することといたします。

報告・協議 1 広島県銃砲刀剣類登録審査委員の選任に係る基本方針について

篠田教育長： それでは、報告・協議 1、広島県銃砲刀剣類登録審査委員の選任に係る基本方針について、坂光文化財課長、説明をお願いします。

坂光文化財課長： 失礼いたします。それでは、銃砲刀剣類登録審査委員の選任に係る基本方針について御説明いたします。資料の 1 ページを御覧ください。

銃砲刀剣類登録審査委員は、銃砲刀剣類所持等取締法第14条第3項、銃砲刀剣類登録規則第2条及び銃砲刀剣類登録審査委員に関する規則の規定に基づいて任命する委員であり、その任務は、教育委員会の指示を受けて火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の鑑定の職務に従事することでございます。

委員の定数は4名以内となっております。

表の下段、「選考基準」欄を御覧ください。銃砲刀剣類登録審査委員の選考に当たっては、1にありますとおり、美術品もしくは骨董品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の鑑定が可能な学識経験者のうちから選任し、男女共同参画にも努めることとしております。

また、2の(1)から(4)のいずれかに該当する場合は選任しないこととしております。

(1)につきましては、前回、令和6年の任命時から見直しを行い、年齢要件をなくしております。具体的には、それまで最初の任命時に70歳を超える者、再任の場合は任期中に75歳を超える者は選任しないこととしておりましたが、銃砲刀剣類登録審査委員については特殊な技能と見識が必要であり、これには一定の経験が必要ということもあります、適任者が限られてくることから、年齢要件をなくし、より多くの有識者の中から審査委員を選任することとしております。

ただし、年齢要件をなくすことにより健康上の理由から審査が困難になる場合も考えられるため、他県の推薦基準等を参考に、前回の任命時から、この健康面に係る基準を新設したところでございます。

2の(2)につきましては、他の附属機関等委員の選任と同様に、運用基準を設定するものでございます。

2の(3)と(4)につきましては、平成11年度まで文化庁が定めておりました銃砲刀剣類登録審査委員の候補者の推薦基準を基に設定するものでございます。この2項目は利害関係者等に係る規定であり、今回の選任においても必要と考えております。

任期は令和8年4月28日から令和10年4月27日までの2年間でございます。

説明は以上でございます。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 御説明ありがとうございました。特殊な技能を持っておられる方に来ていただくのはとても大変なので、準備をお願いできればと思います。

一つ、これは、この銃刀法の登録審査委員だけじゃなくて、全然別の自分のやってた仕事の中で質問があったので、ちょっと気になるんですけど、報酬が1日1万300円となっているのは、どういう基準で決まってるんですか。

坂光文化財課長： すみません、ちょっと今、正式な名称が分からぬのですが、非常勤の特別職の規定に準じています。

志々田委員： もちろん皆さんお金の金額でやったりやらなかつたりってわけじゃないでしようけれども、今、物価が急に上がってきていることもあって、経済的にこれではできないって

いうようなことを言われるような委員会が、全然広島県ではないんですけど、出たという話をこの間聞いたんです。なので、きちんとした責任を負っていただくお仕事をしていただくので、きちんとした報酬額になっているのかなと思ったんですが、県全体で決まっているとすれば、そこはまた、知事部局も含めて議論になるんだろうなと思いました。ありがとうございます。

篠田教育長： ほかにいかがでしょうか。

細川委員： 御説明ありがとうございました。委員の選任に係る基本方針については理解させていただきました。

その中で、今、志々田委員もおっしゃったように特殊な技能と申しますか、経験とかいろいろお持ちの方を選任するとなると、とっても御苦労されるんじゃないかなっていうのを懸念するんですけど、現在の名簿の方を見させていただいても、広島県の方ということになっておりますが、これは本県に関わっていらっしゃる方が選任をされるということなんでしょうか。それとも全国どこにいらっしゃっても、そういう知識、技能、技術をお持ちの方については選任をされるということなんでしょうか。

坂光文化財課長： ありがとうございます。まず、委員につきましては、全国各都道府県でこういう審査会がありますので、各都道府県がそれぞれ選任をしています。特にそういう広島県の方というような規定はありませんが、当然、審査会場まで来ていただくとか、そういう事情もありますので、県内の方を優先的に選考、推薦いただくようにしております。

現在、1名岡山の方がいらっしゃいますが、当時、広島県内でなかなかそういう適任者がいらっしゃらなかつたということをございまして、岡山から、近隣のところで来ていただいている。基本的には広島県の方を優先的に選任するようにしております。

細川委員： ありがとうございました。なるほどなとお聞きをしました。

他県でもよろしいということでございますが、他県と兼任をされることはいかがなんですか。

坂光文化財課長： そこにつきましても特に明確に規定してあるものはありませんが、他県と併任というような事例は、今は特にない状況です。

細川委員： 承知しました。ありがとうございました。

中村委員： この銃砲刀剣類登録がされると、これはいわゆる重要文化財とか、その上に国宝とかあると思うんですが、埋もれているというか、個人が所蔵してたりして、何か蔵から出てきて、何かすごいもんが出てきたぞということで審査をしてもらって、それから登録してもらって、もっと価値がありそうだったらもっと違う文化財になったりとか、そうなっていくようなものですか。それともまた違う別系統のものなんでしょうか。

坂光文化財課長： 基本的には別系統でございまして、先ほど説明いたしました銃砲刀剣類所持等取締法のほうで所持についても規制されておりますので、美術品や骨董品として、そういう価値があるものについては登録して所持ができるということで、登録の作業を今しているところでございます。

中村委員： ということはどうなんでしょうか。既に文化財等の指定を受けていても、別途この登録が、審査して登録が必要なものということですか。

坂光文化財課長： まず、文化財として価値があるものが全くないかというと、それは中にはそういった古いものというのもあるとは思いますが、先ほど申しましたように、まずは規制の中で所持することができるかどうかというところで、登録されたものが所持できるというところと、あとは美術館とか博物館にございます刀などは、特に登録がなくても展示や所有ができることになっておりますので、そういった意味では文化財としての価値のものと、個人が所持する美術品というところの区分というふうになってます。

中村委員： つまり、審査員の中にもおられるようですが、最近というか、今作られる刀鍛冶が作った刀で美術の価値があれば、これで審査をして、登録をして、所持が許されると、そういうふうなことですね。分かりました。

河田委員： このたび年齢を撤廃されて、この1期の方が84歳ということは、やはりそれだけ今、選任する人がやっぱり難しいという、なかなか適任者がいないという状況なんでしょうか。

坂光文化財課長： 前回改正させていただきまして、その前のところからそういった、なかなか適任者がいらっしゃらないというところと、全国的にもなかなか、数が少なくて困っているというような状況はございます。

また、若い方でそういったことをされている方もいらっしゃるのですが、どうしても経験や目利きの見立ての熟練度が必要になってきますので、なかなか適任者が少ない状

況でございます。

河田委員：任期が2年ということは、またすぐ来ますので、また、2年後のことを考えながら次の人選も入っていかないといけないということだと思いますので、その辺またしっかりとよろしくお願ひします。

小田原委員：説明ありがとうございました。基本方針の選考基準の（4）のところで、銃砲刀剣類所持等取締法の関連する、係争に関係している者っていうのは、例えば具体的にどういった方になるんでしょうか。

坂光文化財課長：なかなか事例というのはありませんが、所持法違反というところで警察から捜査とかを受けている場合のように、不法所持などでそういう係争に関わっている場合などが考えられます。

小田原委員：分かりました、ありがとうございます。

「係争に関係している者」と書いてあつたので、登録してほしいけどしてもらえたかった人とか、そういうのを含むのかなとかちょっとと思ったところでしたけども、それは私の勘違いですかね。すみません。

坂光文化財課長：それはないです。

小田原委員：分かりました、ありがとうございます。

篠田教育長：ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

本日はこの1件でございますので、以上で本日の会議の全ての日程を終了いたします。

(13:15)